

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業 実施規程

制定 令和 2 年 4 月 1 日付け元消安第 3908 号・元農会第 596 号
(一部改正 令和 2 年 7 月 1 日付け 2 消安第 1281 号・2 農会第 176 号)
(一部改正 令和 5 年 1 月 31 日付け 4 消安第 5595-1 号・4 農会第 613-1 号)
消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知

第 1 趣旨

安全な農畜水産物を安定的に供給していくためには、科学的根拠に基づき、国際基準・規範を考慮し、食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する施策を推進することが必要である。本事業では、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的根拠を得るための研究を実施し、その研究成果を行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農畜水産物の安定供給に貢献することを目的とする。

第 2 試験研究類型、実施期間及び試験研究費

1 課題解決型プロジェクト研究

シーズ研究から応用・開発まで、わが国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき長期的視点が求められる試験研究を行う。

ア 実施期間

5 年を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

イ 試験研究費

単年度の試験研究費の上限は、あらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

2 短期課題解決型研究

現存する技術シーズや知見を活用して、短期的・機動的に試験研究を行う。

ア 実施期間

3 年を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

イ 試験研究費

単年度の試験研究費の上限は、3 千万円を超えない範囲であらかじめ試験研究課題ごとに設定する。

第 3 試験研究課題の決定

本事業で研究を実施する試験研究課題は、「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」（令和 3 年 4 月 26 日付け 3 消安第 518 号・3 農会第 70 号農林水産省消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知）別紙に記載された試験研究を基本に、試験研究の重要性、緊急性等を考慮して、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）が決定するものとする。

第4 企画提案書の募集

消費・安全局長は、第3により試験研究課題を決定したときは、当該試験研究課題を実施するための具体的な内容を記載した企画提案書（以下「企画提案書」という。）を公募するものとする。

第5 企画提案書の選定

第4の公募の結果、提出された企画提案書について、別添1に基づき、審査委員会が審査及び選定するものとする。

第6 試験研究課題の実施

1 試験研究課題の委託

第5により企画提案書が選定されたときは、契約手続を了した上で、当該企画提案書の提案者に試験研究課題を委託して実施するものとする。

2 試験研究費の配分等

試験研究課題の実施を受託した者（以下「受託者」という。）は、第4の公募により提出した企画提案書を基に、第5による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で研究の年次計画を策定し、消費・安全局長に提出するものとする。

研究に必要な経費は、第5による審査の結果等を踏まえた調整を行った上で配分するものとする。

第7 試験研究課題の運営管理等

1 運営管理のための会議の開催

（1）課題解決型プロジェクト研究

① 研究運営委員会の開催

消費・安全局長は、試験研究課題ごとに2により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等）、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究運営委員会を設置し、毎年度開催するものとする。研究運営委員会は、研究計画の設計及び決定、試験研究の進捗状況の確認並びに研究計画の必要な見直しを行う。

なお、研究運営委員会に関する庶務は、農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室（以下「食品安全科学室」という。）が行う。

② 研究推進会議の開催

受託者は、研究運営委員会の開催に先立ち、2により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、必要に応じて、行政施策・措置の対象となる関係者（農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関

並びにこれら事業者等が組織する団体等)、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、毎年度開催するものとする。研究推進会議は、研究計画案の設計、試験研究の進捗状況の確認及び研究計画の必要な見直し案の検討を行う。

なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、2により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。

(2) 短期課題解決型研究

受託者は、2により設置される試験研究課題運営チーム、受託者に加え、行政施策・措置の対象となる関係者(農畜漁業生産者・法人、食品製造・加工事業者、食品流通事業者及び検査機関並びにこれら事業者等が組織する団体等)、試験研究課題に学識を有する者等により構成される研究推進会議を設置し、毎年度開催するものとする。研究推進会議は、研究計画の設計及び決定、試験研究の進捗状況の確認並びに研究計画の必要な見直しを行う。

なお、受託者は、研究推進会議の設置及び開催に当たって、2により設置される試験研究課題運営チームと事前に連絡調整を行うものとする。

2 試験研究課題運営チームの設置

消費・安全局長は、試験研究課題の的確な進行管理を図る観点から、実施する試験研究課題ごとに、農林水産省消費・安全局関係課室長級の者を長(以下「チーム長」という。)とする試験研究課題運営チーム(以下「運営チーム」という。)を設置するものとする。

運営チームは、食品安全科学室及び関係課の担当職員(以下「担当官」という。)のほか、チーム長が必要と認める者によって構成するものとする。

3 試験研究課題の運営管理

運営チームは、日頃から受託者や試験研究成果をもとに検討、決定する行政施策・措置の対象となる関係者と情報や意見を交換するとともに、研究運営委員会及び研究推進会議において、試験研究の進捗状況を確認するほか、試験研究実施期間内に行政の施策の推進に資する成果が得られるよう研究計画の改善及び必要な見直しを提案又は指示するものとする。

4 試験研究課題の評価

別添2に基づき、試験研究課題の研究成果等の評価を実施する。

5 追跡調査の実施

試験研究終了後、一定期間経過後の試験研究成果について、行政施策・措置への反映状況を把握及び評価するため、別添3に基づき、追跡調査を実施する。

6 知的財産マネジメント

食品安全科学室は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年 2 月農林水産技術会議決定）を踏まえ、受託者が行う知的財産マネジメントの取組状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

第 8 研究成果の報告

試験研究課題を実施した受託者は、委託契約書で定める履行期限までに、毎年度、消費・安全局長に当該試験研究課題の研究成果を報告するものとする。

附則

- 1 「安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業実施規程」（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 消安第 6114 号・27 農会第 1706 号農林水産省消費・安全局長・農林水産技術会議事務局長通知）に基づき試験研究課題の受託者が決定され、令和 2 年度以降も引き続き研究の実施を予定している試験研究課題にあっては、本事業において短期課題解決型研究として試験研究を実施するものとする。
- 2 「委託プロジェクト研究の実施について」（平成 18 年 2 月 23 日付け 17 農会第 1466 号農林水産技術会議事務局長通知。以下「委託プロ通知」という。）に基づき戦略的プロジェクト研究推進事業「薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術の開発」、「有害化学物質・微生物の動態解明によるリスク管理技術の開発」、「家畜の伝染病の国内侵入と野生動物由来リスクの管理技術の開発」及び「国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発」として試験研究課題の受託者が決定され、令和 2 年度以降も引き続き研究の実施を予定している試験研究課題（以下「委託プロ課題」という。）にあっては、本事業において課題解決型プロジェクト研究として試験研究を実施するものとする。
- 3 委託プロ課題にあっては、第 7 の 1（1）①の研究運営委員会に代えて、消費・安全局長は、委託プロ通知に基づき設置された研究運営委員会を毎年度、開催するものとする。委託プロ通知に基づき設置された研究運営委員会は、研究計画の設計及び決定、試験研究の進捗状況の確認並びに研究計画の必要な見直しを行うものとする。
- 4 3 で設置された研究運営委員会では、必要に応じ、受託者の参加を求めることができるものとする。
- 5 令和元年度までに、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 28 年 3 月 22 日農林水産技術会議決定）及び「研究開発評価実施要領」（平成 18 年 4 月 17 日付け 17 農会第 1740 号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき中間評価を行った委託プロ課題については、第 7 の 4 の中間評価を行ったものとみなすこととする。

附則

この通知による改正は、令和 5 年 1 月 31 日から施行する。

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
審査実施規程

第 1 審査委員会

1 審査委員会の設置

本事業の企画提案書の審査及び選定のため、消費・安全局において、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査体制

審査委員会は、次の条件を満たす者のうち消費・安全局長が審査を依頼する外部専門家及び担当官を委員とする。

- ① 公募に係る企画提案書を審査するための十分な能力を有し、公正かつ中立な立場から審査を行うことができる者であること。
- ② その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う審査結果の公表について、あらかじめ同意している者であること。

3 審査委員会の委員の任務等

(1) 審査委員会の委員は、消費・安全局長が依頼した試験研究課題について、提案のあった企画提案書を審査するものとする。ただし、審査に当たっては、公正で透明な審査を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、やむを得ず利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にした上で、消費・安全局長の了承を得るものとする。

(2) 利害関係者の範囲は、次に定めるとおりとする。

ア 当該試験研究課題の中で課題担当者となっている場合

イ 当該試験研究課題の課題担当者と、同一の民間企業、大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する、又は以前所属しており、異動若しくは離職から2年を経過していない場合

ウ 当該試験研究課題の課題担当者と親族関係にある場合

エ 当該試験研究課題の課題担当者と直接的な競争関係にある場合

オ 当該試験研究課題の課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合

カ 当該試験研究課題の課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合

キ その他消費・安全局長が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合

(3) 審査委員会の委員は、試験研究課題の審査により知り得た情報について、消費・

安全局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

4 意見の聴取等

審査委員会は、審査に必要な意見を聴取する、又は試験研究課題の説明を受けるため、農林水産省関係部局の職員又は試験研究課題に係る企画提案書の提案者の参加を求めることができるものとする。

5 庶務

審査委員会に関する庶務は、食品安全科学室が行う。

第2 審査の規準等

1 審査の規準

審査の規準は別表のとおりとする。

2 企画提案書の審査及び選定

- (1) 審査委員会は、審査の規準に基づいて審査を行い、別紙の審査票を作成した上で、企画提案書を選定する。また、必要に応じて試験研究実施に当たっての留意事項を付することができる。
- (2) 審査委員会が企画提案書を選定したときは、(1)の審査の結果を食品安全科学室から消費・安全局長及び農林水産技術会議事務局長に報告する。
- (3) 審査の公平を確保するため、審査委員会での検討経緯の概要は、記録に残すものとする。ただし、審査の過程及びその記録は非公開とする。

第3 審査結果の通知及び公表

消費・安全局長は、第2の2(2)の報告を受けたときは、当該報告の内容を確認の上、審査結果を選定された企画提案書の提案者（以下「契約候補者」という。）に通知し、契約候補者を農林水産省ホームページで公表する。

なお、審査結果を契約候補者に通知する際には、必要に応じて、試験研究実施に当たっての留意事項を付することができる。

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
審査規準

審査委員会は、審査を担当する試験研究課題に対して応募があった各企画提案書の内容に対して、下表の審査項目ごとにそれぞれの審査規準に基づき評価を行い、採点する。評価の結果に基づく企画提案書の選定の手順は以下のとおりとする。

- ① 審査項目Ⅰ若しくはⅡのいずれかにD評価があった企画提案書、又は総得点が審査点の満点の50%を超えない企画提案書については、審査委員会での協議により不採択とすることができる。
- ② 過半数の審査委員が1位とした企画提案書を選定する。
- ③ ②により企画提案書が選定されない場合は、総得点が最も多い企画提案書を選定する。
- ④ ③により企画提案書が選定されない場合は、A評価が最も多い企画提案書を選定する。
- ⑤ ④により企画提案書が選定されない場合は、審査委員会での協議により企画提案書を選定する。

審査項目	審査規準（配点）	
Ⅰ 趣旨理解	公募課題の趣旨及び内容を提案者が理解しているか。	A：理解している（13点） B：概ね理解している（10点） C：やや不十分である（6点） D：理解していない（0点）
Ⅱ 提案内容	1. 研究の工程（研究項目、年次計画等）が応募要領に記載された研究内容と一致しているか。	A：一致している（13点） B：概ね一致している（10点） C：やや不十分である（6点） D：乖離している（0点）
	2. 応募要領に記載された目標を達成できる適切な研究実施計画となっているか。	A：適切である（13点） B：概ね適切である（10点） C：やや不十分である（6点） D：適切でない（0点）

	3. 提案された研究方法や期待される研究成果に十分な先導性があるか。	A : 十分である (13 点) B : 概ね十分である (10 点) C : やや不十分である (6 点) D : 不十分である (0 点)
Ⅲ 成果利用	1. 提案された研究内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能な成果が期待されるか。	A : 十分期待できる (8 点) B : 概ね期待できる (6 点) C : やや期待できない (4 点) D : 期待できない (0 点)
	2. 提案された研究内容は、合理性 (費用・時間) 及び再現性の観点から将来的に現場 (生産者、食品製造・加工・流通事業者、検査機関等) での導入可能性が高い成果が期待されるか。	A : 十分期待できる (8 点) B : 概ね期待できる (6 点) C : やや期待できない (4 点) D : 期待できない (0 点)
Ⅳ 実施体制	1. 研究を遂行する上で適切な実施体制であるか。	
	(1) 人員に十分な能力があるか。	A : 十分である (4 点) B : 概ね十分である (3 点) C : やや不十分である (2 点) D : 適切でない (0 点)
	(2) 成果を得るために必要な人員を確保しているか。	A : 確保されている (4 点) B : 概ね確保されている (3 点) C : やや不十分である (2 点) D : 適切でない (0 点)
	(3) データマネジメントを適切に行うなど、十分な管理体制となっているか。	A : 十分である (4 点) B : 概ね十分である (3 点) C : やや不十分である (2 点) D : 適切でない (0 点)

<p>2. 成果を得るために必要な機器、施設が整備されているか。</p>	<p>A : 整備されている (7点) B : 概ね整備されている (5点) C : やや不十分である (3点) D : 適切でない (0点)</p>
<p>3. 予算の執行計画が適切か。(人件費が過大でないか、不要な機器の購入の計画がないか等)</p>	<p>A : 適切である (7点) B : 概ね適切である (5点) C : やや適切でない (3点) D : 適切でない (0点)</p>
<p>4.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 ・ 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有しているか。 ・ 契約締結後に、農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか。 ・ 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。 ・ 契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有しているか。 ・ 他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあるか。 	<p>A : 情報保護を保障するための履行体制が十分にとれている。(5点) B : 若干不十分な点が認められるものの、情報保護には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。(3点) C : いずれか又は全てに問題があり、情報管理体制等の大幅な見直しが必要と考えられる。(1点) D : いずれか又は全てに大きな問題があり、情報管理体制の見直し等では対応が困難であると考えられる。(0点)</p>

<p>V 環境負荷低減事業活動の促進等</p>	<p>環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。</p>	<p>コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合（5点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画
<p>VI スタートアップの推進</p>	<p>コンソーシアムに日本に登録されている中小企業者^{（注1）}が含まれているか。</p>	<p>含まれている場合（5点）</p>
<p>VII ワーク・ライフ・バランス等の推進</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（1）～（3））の法律に基づく認定を受けているか。^{（注2）}</p>	<p>（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（6点）^{（注3）} ・えるぼし3段階目（5点）^{（注4）} ・えるぼし2段階目（4点）^{（注4）} ・えるぼし1段階目（3点）^{（注4）} ・行動計画（2点）^{（注5）} <p>（2）次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定企業（6点）^{（注6）} ・くるみん認定企業（令和4年

		<p>4月1日以降の基準) (4点) (注7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定企業(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) (4点) (注8) ・トライくるみん認定企業(4点) (注9) ・くるみん認定企業(平成29年3月31日までの基準) (3点) (注10) <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業(5点)
--	--	--

(注1) 科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第14項に規定する「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業であって、みなし大企業に該当しないものをいう。

(注2) (1)~(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。なお、研究グループにより研究を実施する場合は、最も配点の高い区分の認定を有する一の研究機関等の点を加点する(最高5点)。

(注3) 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

(注4) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

(注5) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注6) 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定に基づく認定

(注7) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

(注8) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、注9の認定を除く)

(注9) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

(注10) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査票

審査委員名

研究課題名				
研究総括者名				
審査項目	審査規準（配点）	審査結果	コメント	
I 趣旨理解	公募課題の趣旨及び内容を提案者が理解しているか。	A：理解している（13点） B：概ね理解している（10点） C：やや不十分である（6点） D：理解していない（0点）		
II 提案内容	1. 研究の工程（研究項目、年次計画等）が応募要領に記載された研究内容と一致しているか。	A：一致している（13点） B：概ね一致している（10点） C：やや不十分である（6点） D：乖離している（0点）		
	2. 応募要領に記載された目標を達成できる適切な研究実施計画となっているか。	A：適切である（13点） B：概ね適切である（10点） C：やや不十分である（6点） D：適切でない（0点）		
	3. 提案された研究方法や期待される研究成果に十分な先導性があるか。	A：十分である（13点） B：概ね十分である（10点） C：やや不十分である（6点） D：不十分である（0点）		

Ⅲ 成果利用	1. 提案された研究内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能な成果が期待されるか。	A : 十分期待できる (8点) B : 概ね期待できる (6点) C : やや期待できない (4点) D : 期待できない (0点)		
	2. 提案された研究内容は、合理性(費用・時間)及び再現性の観点から、将来的に現場(生産者、食品製造・加工・流通事業者、検査機関等)での導入可能性が高い成果が期待されるか。	A : 十分期待できる (8点) B : 概ね期待できる (6点) C : やや期待できない (4点) D : 期待できない (0点)		
Ⅳ 実施体制	1. 研究を遂行する上で適切な実施体制であるか。			
	(1) 人員に十分な能力があるか。	A : 十分である (4点) B : 概ね十分である (3点) C : やや不十分である (2点) D : 適切でない (0点)		
	(2) 成果を得るために必要な人員を確保しているか。	A : 確保されている (4点) B : 概ね確保されている (3点) C : やや不十分である (2点) D : 適切でない (0点)		
	(3) データマネジメントを適切に行うなど、十分な管理体制となっているか。	A : 十分である (4点) B : 概ね十分である (3点) C : やや不十分である (2点) D : 適切でない (0点)		

<p>2. 成果を得るために必要な機器、施設が整備されているか。</p>	<p>A : 整備されている (7点) B : 概ね整備されている (5点) C : やや不十分である (3点) D : 適切でない (0点)</p>		
<p>3. 予算の執行計画が適切か。(人件費が過大でないか、不要な機器の購入計画がないか等)</p>	<p>A : 適切である (7点) B : 概ね適切である (5点) C : やや適切でない (3点) D : 適切でない (0点)</p>		
<p>4.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 ・ 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有しているか。 ・ 契約締結後に農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか。 ・ 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。 ・ 契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知 	<p>A : 情報保護を保障するための履行体制が十分にとれている (5点) B : 若干不十分な点が認められるものの、情報保護には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる (3点) C : いずれか又は全てに大きな問題があり、情報管理体制等の大幅な見直しが必要と考えられる (1点) D : いずれか又は全てに大きな問題があり、情報管理体制の見直し等では対応が困難であると考えられる (0点)</p>		

	<p>見、資格、業績等を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあるか。 			
V 環境負荷低減事業活動の促進等	<p>環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。</p>	<p>コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合（5点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 		
VI スタートアップの推進	<p>コンソーシアムに日本に登録されている中小企業者（注1）が含まれているか。</p>	<p>含まれている場合（5点）</p>		
VII ワーク・ライフ・バランス	<p>ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（1）</p>	<p>（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法</p>		

等の推進

～（３））の法律に基づく認定を受けているか。（注２）

律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等

- ・ プラチナえるぼし（6 点）（注 3）
- ・ えるぼし 3 段階目（5 点）（注 4）
- ・ えるぼし 2 段階目（4 点）（注 4）
- ・ えるぼし 1 段階目（3 点）（注 4）
- ・ 行動計画（2 点）（注 5）

（２）次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定

- ・ プラチナくるみん認定企業（6 点）（注 6）
- ・ くるみん認定企業（令和 4 年 4 月 1 日以降の基準）（4 点）（注 7）
- ・ くるみん認定企業（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（4 点）（注 8）
- ・ トライくるみん認定企業（4 点）（注 9）
- ・ くるみん認定企業（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（3 点）（注 10）

（３）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定

- ・ ユースエール認定企業（5 点）

(注1) 科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第14項に規定する「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業であって、みなし大企業に該当しないものをいう。

(注2) (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。なお、研究グループにより研究を実施する場合は、最も配点の高い区分の認定を有する一の研究機関等の点を加点する(最高5点)。

(注3) 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

(注4) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。

(注5) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

(注6) 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定に基づく認定

(注7) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

(注8) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、注9の認定を除く)

(注9) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

(注10) 次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
評価実施規程

第 1 評価委員会

1 評価委員会の設置

本事業の評価を実施するため、消費・安全局において、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価体制

評価委員会は、次の条件を満たす者で消費・安全局長が評価委員会の委員として依頼する外部専門家及び担当官を委員とする。

- (1) 本事業で実施する試験研究課題を評価するための十分な能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者であること。
- (2) その氏名、所属及び研究論文等の実績並びにその者が行う評価結果の内容の公表について、あらかじめ同意している者であること。

3 評価委員会の委員の任務等

- (1) 評価委員会の委員は、消費・安全局長が依頼した試験研究課題の研究成果等について評価するものとする。ただし、評価に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするとともに、やむを得ず利害関係者が加わる場合には、その理由を明確にした上で、消費・安全局長の了承を得るものとする。
- (2) 利害関係者の範囲は、次に定めるとおりとする。
 - ア 当該試験研究課題の中で課題担当者となっている場合
 - イ 当該試験研究課題の課題担当者と、同一の民間企業、大学、独立行政法人等の研究機関において同一の部署、学科、研究所等に所属する、又は以前所属しており、異動若しくは離職から2年を経過していない場合
 - ウ 当該試験研究課題の課題担当者と親族関係にある場合
 - エ 当該試験研究課題の課題担当者と直接的な競争関係にある場合
 - オ 当該試験研究課題の課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
 - カ 当該試験研究課題の課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
 - キ その他消費・安全局長が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合
- (3) 評価委員会の委員は、試験研究課題の評価により知り得た情報について、消費・

安全局長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

4 関係者からの聴取

評価委員会は、評価に必要な意見を聴取する、又は試験研究内容の説明を受けるため、農林水産省関係部局の職員又は受託者の参加を求めることができるものとする。

5 庶務

評価委員会に関する庶務は、食品安全科学室が行う。

第2 評価の方法等

1 中間評価

(1) 評価の対象

中間評価は5年の試験研究実施期間を有する試験研究課題を対象とする。

(2) 評価の実施時期

中間評価については、原則として研究開始年度から3年度目に実施するものとする。

ただし、チーム長及び食品安全科学室が運営チームの意見を聴いた上で必要と認めるときは、中間評価の実施時期の変更等評価に係る弾力的な運営を行うことができるものとする。

(3) 評価の実施

ア 消費・安全局長は、中間評価の対象となる試験研究課題を評価委員会の委員に通知し、中間評価を実施するものとする。

イ 中間評価の対象となる試験研究課題に係る研究機関（複数の研究機関が共同で研究を行う場合は代表研究機関。以下単に「研究機関」という。）は、あらかじめ評価時点における別紙1の研究成果報告書を作成し、消費・安全局長に提出するものとする。

ウ 評価委員会の委員は、研究成果報告書に基づき、別紙2の評価票を作成するものとする。

エ この際の評価項目及び評価規準は、別表1のとおりとする。

2 事後評価

(1) 評価の対象

事後評価は全ての試験研究課題を対象とする。

(2) 評価の実施時期

事後評価は試験研究実施期間の終了後、速やかに実施するものとする。

(3) 評価の実施

事後評価の方法は、中間評価に準ずるものとする。この際、研究成果報告書及び評価票は、それぞれ別紙1及び別紙3を用いるものとし、評価項目及び評価規準は、別表2のとおりとする。

第3 評価結果に基づく対応措置及び反映

- 1 消費・安全局長は、第2の評価結果に基づき、中間評価にあつては研究計画の変更、中止等、事後評価にあつては成果の活用等の所要の対応措置を決定する。
この際、必要に応じ評価委員会の委員の意見を聴くことができる。
- 2 消費・安全局長は、第2の評価結果及び1の決定結果を研究機関に通知する。なお、中間評価の結果、研究計画の変更、中止等の対応措置を決定した場合には、その理由について説明するものとする。
- 3 消費・安全局長は、1の決定に基づき、予算への反映等必要な手続を行うものとする。

第4 評価結果の公表

第2の評価結果及び第3の決定結果について、知的財産権等に十分配慮した上で、農林水産省ホームページで公表する。

別表1 中間評価 評価項目及び評価規準

評価項目	評 価 規 準	
I 研究の進捗状況	1. 研究実施計画に沿って研究が進捗しているか。	A : 計画以上に進捗している B : 計画どおり進捗している C : 計画に比べやや遅れている D : 計画に比べ相当遅れている
	2. 研究目標や得られた研究成果を踏まえ、必要に応じた研究実施計画の見直しが適切に行われているか。	A : 適切に行われている B : 概ね適切に行われている C : やや適切に行われていない D : 行われていない (研究実施計画を見直す必要がない場合は「A」又は「B」とする。)
II 研究内容	既に得られている、又は今後期待される研究成果に十分な先導性があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である
III 成果利用	1. 既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能か。	A : 十分活用できる B : 概ね活用できる C : 活用には更なる成果を要する D : 活用できない
	2. 既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、合理性（費用、時間）及び再現性の観点から、将来的に現場（生産者、食品製造・加工業者、流通業者、検査機関等）に導入可能か。	A : 十分導入できる B : 概ね導入できる C : 導入には更なる成果を要する D : 導入できない

IV 研究費用 (※)	研究予算の執行は適切に行われているか。(研究内容に比して人件費が過大でないか、不用な機器購入はないか等)	A : 適切に行われている B : 概ね適切に行われている C : やや適切に行われていない D : 適切に行われていない
V 行政との連携(※)	1. 運営チームと研究機関との間で十分な情報共有・意思疎通が行われているか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である
	2. 研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われているか。	A : 適切に行われている B : 概ね適切に行われている C : やや適切に行われていない D : 行われていない
	3. 運営チームから出された意見や要望は的確に研究内容へ反映されているか。	A : 的確に反映されている B : 概ね的確に反映されている C : やや的確に反映されていない D : 反映されていない

総括評価規準

上記を踏まえ、総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

A : 研究実施計画どおり、又は計画以上に進捗しており、引き続き運営チームと連携し、継続して研究を実施することが妥当である。

B : 研究の進捗は遅れているが、一層の努力により研究を実施すれば、研究目標の達成は可能と見込まれる。

C : 研究の進捗が遅れており、運営チームと協議し、研究実施計画を見直した上で研究を実施することが妥当である。

D : 研究計画を見直しても目標を達成できる見込みが低いことから、研究課題を中止することが妥当である。

(※) 当該項目は、外部専門家にあつては評価しなくても差し支えない。

別表2 事後評価 評価項目及び評価規準

評価項目	評 価 規 準	
I 研究の進捗状況	1. 研究目標は達成されたか。	A : 達成された B : 概ね達成された C : やや達成されていない D : 達成されていない
	2. 研究実施期間を通じ、必要に応じた研究実施計画の見直しが適切に行われたか。	A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかった D : 適切に行われなかった (研究実施計画を見直す必要がなかった場合は「A」又は「B」とする。)
II 研究成果	得られた研究成果に十分な先導性があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である
III 成果利用	1. 得られた研究成果の内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能か。	A : 十分活用できる B : 概ね活用できる C : 活用には更なる成果を要する D : 活用できない
	2. 得られた研究成果の内容は、合理性(費用、時間)及び再現性の観点から、将来的に現場(生産者、食品製造・加工業者、流通業者、検査機関等)に導入可能か。	A : 十分導入できる B : 概ね導入できる C : 導入には更なる成果を要する D : 導入できない

IV 研究費用 (※)	研究予算の執行は適切に行われたか。(研究内容に比して人件費が過大でないか、不用な機器購入はないか等)	A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかった D : 適切に行われなかった
V 行政との連携(※)	1. 運営チームと研究機関との間で十分な情報共有・意思疎通が行われたか。	A : 十分であった B : 概ね十分であった C : やや不十分であった D : 不十分であった
	2. 研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われたか。	A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかった D : 行われなかった
	3. 運営チームから出された意見や要望は的確に研究内容へ反映されたか。	A : 的確に反映された B : 概ね的確に反映された C : やや的確に反映されなかった D : 反映されなかった

総括評価規準

上記を踏まえ、総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

A : 研究目標を達成し、研究成果を行政施策・措置に十分に活用できる。

B : 研究目標の達成に至っていない部分もあるが、行政施策・措置に活用できる成果が得られている。

C : 研究目標はやや達成されておらず、行政施策・措置への活用には更なる成果を要する。

D : 研究目標の達成は不十分であった。

(※) 当該項目は、外部専門家にあつては評価しなくても差し支えない。

別紙 1

研究成果報告書

試験研究課題名	
研究総括者名	

1. 研究目的
2. 研究内容（推進会議等で研究実施計画が変更された場合は、具体的修正箇所を記載）
3. 研究推進会議の開催状況（当該会議における主なやり取りも添付）（短期課題解決型研究に限る）
4. 研究成果の概要
5. 研究成果の発表（主要な論文、取得した（申請中の）特許等を記述）
6. 目的の達成に当たっての現時点での問題点等
7. 次年度の研究実施計画案（注：事後評価の場合は不要）

＜研究総括者の自己評価＞

項 目		評 価 結 果
試験研究全体		A：順調 B：概ね順調 C：やや遅れている D：遅れている
研 究 小 課 題		A：順調 B：概ね順調 C：やや遅れている D：遅れている
		A：順調 B：概ね順調 C：やや遅れている D：遅れている
自己評価コメント		

試験研究課題名				
研究総括者名				
評価項目	評 価 規 準	評価	コメント	
I 研究の進捗状況	1. 研究実施計画に沿って研究が進捗しているか。	A : 計画以上に進捗している B : 計画どおり進捗している C : 計画に比べやや遅れている D : 計画に比べ相当遅れている		
	2. 研究目標や得られた研究成果を踏まえ、必要に応じた研究実施計画の見直しが適切に行われているか。	A : 適切に行われている B : 概ね適切に行われている C : やや適切に行われていない D : 行われていない (研究実施計画を見直す必要がない場合は「A」又は「B」とする。)		
II 研究内容	既に得られている、又は今後期待される研究成果に十分な先導性があるか。	A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である		
III 成果利用	1. 既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能か。	A : 十分活用できる B : 概ね活用できる C : 活用には更なる成果を要する D : 活用できない		

	2. 既に得られている、又は今後期待される研究成果の内容は、合理性（費用、時間）及び再現性の観点から、将来的に現場（生産者、食品製造・加工業者、流通業者、検査機関等）に導入可能か。	A：十分導入できる B：概ね導入できる C：導入には更なる成果を要する D：導入できない		
IV 研究費用 (※)	研究予算の執行は適切に行われているか。（研究内容に比して人件費が過大でないか、不用な機器購入はないか等）	A：適切に行われている B：概ね適切に行われている C：やや適切に行われていない D：適切に行われていない		
V 行政との 連携(※)	1. 運営チームと研究機関との間で十分な情報共有・意思疎通が行われているか。	A：十分である B：概ね十分である C：やや不十分である D：不十分である		
	2. 研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われているか。	A：適切に行われている B：概ね適切に行われている C：やや適切に行われていない D：行われていない		
	3. 運営チームから出された意見や要望は的確に研究内容へ反映されているか。	A：的確に反映されている B：概ね的確に反映されている C：やや的確に反映されていない D：反映されていない		
総括評価規準 上記を踏まえ、総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 A：研究実施計画どおり、又は計画以上に進捗しており、引き続き運営チームと連携し、継続して研究を実施することが妥当である。 B：研究の進捗は遅れているが、一層の努力により研究を実施すれば、研究目標の達成は可能と見込まれる。 C：研究の進捗が遅れており、運営チームと協議し、研究実施計画を見直した上で研究を実施することが妥当である。				

D : 研究計画を見直しても目標を達成できる見込みが低いことから、研究課題を中止することが妥当である。		
---	--	--

(※) 当該項目は、外部専門家にあっては評価しなくても差し支えない。

試験研究課題名			
研究総括者名			
評価項目	評 価 規 準	評価	コメント
I 研究の進捗状況	1. 研究目標は達成されたか。 A : 達成された B : 概ね達成された C : やや達成されていない D : 達成されていない		
	2. 研究実施期間を通じ、必要に応じた研究実施計画の見直しが行われたか。 A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかった D : 適切に行われなかった (研究実施計画を見直す必要がなかった場合は「A」又は「B」とする。)		
II 研究成果	得られた研究成果に十分な先導性があるか。 A : 十分である B : 概ね十分である C : やや不十分である D : 不十分である		
III 成果利用	1. 得られた研究成果の内容は、実際の行政施策・措置の検討、決定に活用可能か。 A : 十分活用できる B : 概ね活用できる C : 活用には更なる成果を要する D : 活用できない		

	2. 得られた研究成果の内容は、合理性（費用、時間）及び再現性の観点から、将来的に現場（生産者、食品製造・加工業者、流通業者、検査機関等）に導入可能か。	A : 十分導入できる B : 概ね導入できる C : 導入には更なる成果を要する D : 導入できない		
IV 研究費用 (※)	研究予算の執行は適切に行われたか。（研究内容に比して人件費が過大でないか、不用な機器購入はないか等）	A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかった D : 適切に行われなかった		
V 行政との 連携(※)	1. 運営チームと研究機関との間で十分な情報共有・意思疎通が行われたか。	A : 十分であった B : 概ね十分であった C : やや不十分であった D : 不十分であった		
	2. 研究運営委員会又は研究推進会議での議論等を通じ、運営チームによる研究の進行管理は適切に行われたか。	A : 適切に行われた B : 概ね適切に行われた C : やや適切に行われなかった D : 行われなかった		
	3. 運営チームから出された意見や要望は的確に研究内容へ反映されたか。	A : 的確に反映された B : 概ね的確に反映された C : やや的確に反映されなかった D : 反映されなかった		
総括評価規準 上記を踏まえ、総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。 A : 研究目標を達成し、研究成果を行政施策・措置に十分に活用できる。 B : 研究目標の達成に至っていない部分もあるが、行政施策・措置に活用できる成果が得られている。				

C：研究目標はやや達成されておらず、行政施策・措置への活用には更なる成果を要する。 D：研究目標の達成は不十分であった。	
---	--

(※) 当該項目は、外部専門家にあつては評価しなくても差し支えない。

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
追跡調査実施規程

第 1 調査の方法

1 調査の主体

追跡調査の実施主体は、食品安全科学室とする。

2 調査の実施

- (1) 運営チームは、担当する試験研究課題が終了した際は、速やかに当該研究成果の行政施策・措置への反映の方針及び反映に向けた工程について別紙の追跡調査報告書に記入し、食品安全科学室に提出するものとする。
- (2) 食品安全科学室は、(1)により提出された内容等を踏まえ、試験研究実施期間の終了年度の翌年度以降、運営チームに対し、行政施策・措置への反映状況やその効果について報告を依頼するものとする。
- (3) (2)の依頼を受けた運営チームは、別紙の追跡調査報告書に研究成果の行政施策・措置への反映状況等を記入し、食品安全科学室に提出するものとする。
- (4) 食品安全科学室は、提出された追跡調査報告書の内容について確認及び整理し、消費・安全局長に報告するものとする。
- (5) 食品安全科学室は、(4)の確認等に当たって必要な情報を収集するため、運営チーム、農林水産省関係部局の職員及び調査対象の試験研究課題の受託者から意見等を聴取することができるものとする。

第 2 調査結果に基づく対応等

- 1 消費・安全局長は、追跡調査の結果を踏まえ、必要に応じて、運営チーム又は担当官に対し、研究成果を踏まえた行政施策・措置の検討、実施等の指示を行うものとする。
- 2 消費・安全局長は、追跡調査の結果について、本事業の効果の検証、今後の試験研究課題の立案・決定、事業実施規程の改定等、本事業の運営管理に活用するほか、レギュラトリーサイエンス研究推進計画の改定において活用するものとする。

